

第1号 (9月11日)

- 1 -

	について	2 3
認定第 4 号	平成 2 9 年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	2 3
認定第 5 号	平成 2 9 年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	2 3
認定第 6 号	平成 2 9 年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について	2 3
認定第 7 号	平成 2 9 年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	2 3
報告第 3 号	平成 2 9 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について	2 4
報告第 4 号	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について	2 5
報告第 5 号	一般財団法人津奈木町地域振興公社の経営状況を説明する書類の提出について	2 5
報告第 6 号	専決処分事項の報告について	2 6
散 会		2 7

第 2 号（9 月 2 0 日）

議事日程	2 9
本日の会議に付した事件	2 9
出席議員	2 9
欠席議員	2 9
事務局職員出席者	2 9
説明のため出席した者の職氏名	2 9
開 議	3 1
一般質問	3 1
4 番 橋口知恵子君	3 1
散 会	4 4

第 3 号（9 月 2 8 日）

議事日程	4 5
------------	-----

本日の会議に付した事件	4 5
出席議員	4 6
欠席議員	4 6
事務局職員出席者	4 6
説明のため出席した者の職氏名	4 7
開 議	4 7
認定第 1 号 平成 2 9 年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について	4 7
認定第 2 号 平成 2 9 年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	4 7
認定第 3 号 平成 2 9 年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	4 7
認定第 4 号 平成 2 9 年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	4 7
認定第 5 号 平成 2 9 年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	4 7
認定第 6 号 平成 2 9 年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について	4 7
認定第 7 号 平成 2 9 年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	4 7
陳情第 2 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、 2 0 1 9 年度政府予算に係る意見書提出を求める陳情書	5 7
議員派遣の件	5 8
議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	5 9
総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件	5 9
教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件	5 9
発議第 2 号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出 について	5 9
閉 会	6 0
終 了	6 2
署 名	6 3

津奈木町告示第47号

平成30年第3回津奈木町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年8月27日

津奈木町長 山田 豊隆

- 1 期 日 平成30年9月11日
 - 2 場 所 津奈木町議会本会議場
-

○開会日に応招した議員

上村 勝法君	澤井 静代君
久村 昌司君	橋口知恵子君
柳迫 好則君	寺本 信介君
村上 義廣君	林 賢二君
川野 雄一君	

○9月20日に応招した議員

○9月28日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成30年 第3回（定例）津 奈 木 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成30年9月11日（火曜日）

議事日程（第1号）

平成30年9月11日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承認第9号 平成30年度津奈木町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第35号 平成30年度津奈木町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第36号 平成30年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第37号 平成30年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第38号 津奈木町立保育園民営化検討委員会設置条例の制定について
- 日程第9 議案第39号 津奈木町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第40号 津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第11 議案第41号 津奈木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第42号 町道路線の廃止について
- 日程第13 議案第43号 町道路線の認定について
- 日程第14 議案第44号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第15 認定第1号 平成29年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第2号 平成29年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第3号 平成29年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第4号 平成29年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第5号 平成29年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第6号 平成29年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について

いて

日程第21 認定第7号 平成29年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第22 報告第3号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第23 報告第4号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について

日程第24 報告第5号 一般財団法人津奈木町地域振興公社の経営状況を説明する書類の提出について

日程第25 報告第6号 専決処分事項の報告について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 承認第9号 平成30年度津奈木町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて

日程第5 議案第35号 平成30年度津奈木町一般会計補正予算（第3号）

日程第6 議案第36号 平成30年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第7 議案第37号 平成30年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第8 議案第38号 津奈木町立保育園民営化検討委員会設置条例の制定について

日程第9 議案第39号 津奈木町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第40号 津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部改正について

日程第11 議案第41号 津奈木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第12 議案第42号 町道路線の廃止について

日程第13 議案第43号 町道路線の認定について

日程第14 議案第44号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

日程第15 認定第1号 平成29年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第2号 平成29年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 認定第3号 平成29年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第18 認定第4号 平成29年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第5号 平成29年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第6号 平成29年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第7号 平成29年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 報告第3号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第23 報告第4号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について
- 日程第24 報告第5号 一般財団法人津奈木町地域振興公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第25 報告第6号 専決処分事項の報告について

出席議員（9名）

1 番	上村 勝法君	2 番	澤井 静代君
3 番	久村 昌司君	4 番	橋口知恵子君
5 番	柳迫 好則君	6 番	寺本 信介君
7 番	村上 義廣君	8 番	林 賢二君
9 番	川野 雄一君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 久村 庄次君

説明のため出席した者の職氏名

町長	-----	山田 豊隆君	教育長	-----	塩山 一之君
総務課長	-----	林田 三洋君	政策企画課長	-----	倉本 健一君

振興課長	-----	新立 啓介君	振興審議員	-----	下川 秀美君
住民課長	-----	吉澤 信久君	ほけん福祉課長	-----	五嶋 睦子君
教育課長	-----	椎葉 正盛君	会計課長	-----	財部 大介君

午前10時00分開会

○議長（川野 雄一君） 皆さん、おはようございます。ただいまから、平成30年第3回津奈木町議会定例会を開会致します。

まずは、7月の西日本豪雨災害、9月に入り、4日に関西方面を通過した台風21号による被害、そして、6日早朝に発生しました北海道胆振東部地震では、各地に甚大な被害が発生しております。

今回の災害で犠牲になられた方々に、謹んで哀悼の意をあらわすとともに、被災された多くの方々に心からお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧・復興をお祈り致します。

第3回定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、議員各位には公私ともに御多忙の中、御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会には、平成30年度補正予算を初め、平成29年度歳入歳出決算の認定など、多数の案件が上程されております。議案の内容等につきましては、詳しく提案理由の説明があると思いますが、議会と致しましては、これらに十分検討を加え、町政運営に反映すべく、努力したいと思っております。

ここで、町長からの発言の申し出がっておりますので、これを許します。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

初めに、9月4日に上陸致しました台風21号は、猛烈な風と雨、加えて想像を超える高潮で、関西地方に甚大な被害をもたらしました。

また、9月6日に発生しました、震度7の北海道胆振東部地震におきましても、建物の崩壊や土砂崩れ、液状化等、道内全域で起こり、大きな被害をもたらしました。

この連続して起きました災害により、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り致しますとともに、被災された方々へ心よりお見舞い申し上げたいと思います。一日も早い復旧、復興を願っているところです。

さて、本日、平成30年第3回津奈木町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、全員お元気にて本定例会に御出席を賜り、まことにありがとうございます。

私こと、町長となり早いもので1年が経過しました。その間、議員の皆様には、町政運営のための適切な御指導、御鞭撻を賜りありがとうございました。おかげをもちまして、各種事業や危

機管理等、順調に進めることができました。

今年度は、津奈木町振興計画後期5カ年基本計画策定の年になります。議員の皆様の御助言や、7月に行いました座談会等の御意見等を反映しながら、計画を策定してまいりたいと思っております。引き続き、皆様方のお力添え及び御指導をよろしくお願い致します。

ことしの夏、本町では記録的な猛暑が続き、雨も降らないということで、農家の皆様には、毎日の散水作業で、御苦勞の多い年となりました。デコボン等のできも、水不足で小玉なものが多いように聞いていますので、秋以降の収穫を大変心配致しております。

全国的には、雨の降り方も集中豪雨が多く、「記録的」とか「50年に一度の」や「これまでに経験したことのない」など、以前はなかった天候に対するアナウンスをよく耳にするようになりました。

また、既に22号となった台風も、以前フィリピン沖での発生が多かったものの、現在は、ほとんど太平洋中央部での発生となっています。

地球温暖化の影響は、降水量や台風のルートも変え、日本で竜巻が発生するなど、これまでの非日常が日常に変わってきているようです。

本町でも住民の安心安全のため、これまで以上に情報収集に努め、住民の皆様へ適切な避難誘導ができるよう努力してまいりたいと思います。

政治のほうでは、自民党総裁選が告示され、2人の候補者による地方票の争奪戦が行われています。「地方をよくするエンジンとして観光が大きな力になる」と説く安倍首相と、「地方に雇用と所得、かつてのにぎわいを取り戻さないと日本はもたない」と訴える石破元幹事長との横綱相撲、どちらに軍配が上がるかは定かではありませんが、これまで以上に地方に活力を与える施策を展開できる候補者に、首相にはなっていただきたいと思っています。

本定例会に上程致しました案件は、災害による専決を含む平成30年度補正予算を初め条例改正等でございます。また、平成29年度の決算書ができ上がりましたので、監査委員の意見書を付して御認定を求めるものでございます。

長い会期となると思いますが、慎重なる御審議をお願い申し上げまして、御挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（川野 雄一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、4番、橋口知恵子君、5番、

柳迫好則君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（川野 雄一君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、さきに開催されました議会運営委員会において、本日から28日までとの答申をいただいております。よって、本日から9月28日までの18日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月28日までの18日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（川野 雄一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

6月13日から15日までの3日間、第2回定例会を開催。

7月9日、水俣芦北地域振興推進協議会と熊本県水俣芦北地域振興推進委員会との意見交換会が、熊本テルサ開催され、議長出席。また、同日、常任委員長・議会運営委員長研修会がグランメッセ熊本で開催され、各委員長出席。

7月10日、国土交通省九州地方整備局への要望活動に、副議長出席。

7月25日・26日、水俣芦北地域振興推進協議会等による関係省庁及び地元選出国會議員に対する要望活動に議長出席。

8月6日、平成30年度町村議会正・副議長研修会が自治会館で開催され、正・副議長出席。

9月4日、議会運営委員会を開催。

また、代表監査委員により、7月・8月・9月に実施されました例月出納検査の結果と、平成29年度決算に係る審査結果の報告があっております。

次に、今期定例会において、本日まで受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおり教育住民常任委員会に付託致しましたから報告致します。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4. 承認第9号 平成30年度津奈木町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて

○議長（川野 雄一君） 日程第4、承認第9号平成30年度津奈木町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 承認第9号平成30年度津奈木町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

この補正予算は、去る7月5日から8日にかけて、西日本を中心とした記録的な豪雨により、本町でも被害を受けましたので、その災害復旧に係る補正であります。

歳出について御説明申し上げます。

災害対策費では、災害待機や避難所対応職員の時間外勤務手当を計上致しております。

災害復旧費では、町道や農道、林道が被害を受けましたので、緊急な土砂等撤去費や災害復旧工事費等の予算を計上致しております。

また、平国運動公園ののり面崩落により、民家家屋への被害もありましたので、その復旧と災害対策工事費を計上致しております。

歳入について御説明申し上げます。

繰入金で、財政調整基金繰入金を計上致しております。

歳入歳出補正総額は、1,500万円の追加で、予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2,830万円と致しております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提出理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して行います。歳入6ページ、歳出7ページです。

質疑ありませんか。3番、久村昌司君。

○議員（3番 久村 昌司君） 3番、久村です。災害復旧費のほうで、公共土木施設単独災害復旧工事537万2,000円とありますが、この内容的なものを教えていただければと思います。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、新立啓介君。

○振興課長（新立 啓介君） お答え致します。

この復旧工事費537万2,000円は、全部で9カ所ございまして、ほとんどが道路ののり面及び路肩が決壊しましたので、その復旧を、布団かご、ブロック積み等で行うものでございます。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。4番、橋口知恵子君。

○議員（4番 橋口知恵子君） 7ページの災害対策費の中で、職員手当等ということで時間外手当がついています。

この、今まで本当に避難所の対応に皆さん職員の方がかかわっているのは、本当にありがたい

ことですが、201万2,000円というのは、どれぐらいの人数の参加等あったのか教えてください。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、林田三洋君。

○総務課長（林田 三洋君） お答え致します。

この時間外勤務手当は、先ほど御説明、町長からもありましたとおり、大雨と基本的には台風による本庁の勤務と、それと避難所の運営によるものです。

避難所を開設した日ですが、まず、大雨のために避難所を開設した一番最初の日が6月19、20、このとき、各避難所には4カ所、それぞれ2名つけてございます。

7月2、3、これ、台風7号のための避難所を3カ所を開設して、それぞれ2名つけております。

7月6日、この日は大雨ですね。7日も避難準備情報を出しておりますので、6、7という形で避難所を4カ所あけて、それぞれ2名出しております。

7月8日、この日も大雨になりまして、避難所を4カ所、8日、9日にわたって開設しております。4カ所もそれぞれ2名、職員をつけております。

本庁には総務課職員並びに振興課職員、警報が出ておりますので、それぞれ2名以上は勤務しております。私どもも出ている関係で、多分、本庁には、随時当直を外しまして4名から5名程度いるという考え方で、この積算になっております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 4番、橋口知恵子君。

○議員（4番 橋口知恵子君） ありがとうございます。本当に災害のときの、やっぱり怖い気持ちというのは、町民が一番知っているんですよね。それに対して、職員がこれだけ対応してくれているというのは、本当に助かります。

だけでも、人数的にいくと、200万というのは、すごく時間外が、ちょっと一晩いらっしやいますよね。一晩いらっしやる状況での時間外というのは妥当かと思いますが、やはり金額的には、やっぱりこれぐらい行くのかなって思っています。

わかりました。また今後、頑張ってください。

○議長（川野 雄一君） ようございますか。

○議員（4番 橋口知恵子君） はい、いいです。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。2番、澤井静代君。

○議員（2番 澤井 静代君） 2番、澤井です。7ページの保健体育施設災害復旧工事ですか、この中で、平国運動公園のり面復旧工事518万6,000円、6月にも平国運動公園環境整備委託料で285万3,000円の補正を組んで、県道側のり面の伐採を行うという予算が組ま

れていたと思うんですが、今回のそののり面の崩壊ですね、これは、場所的には同じようになるんでしょうか。

何か平国小学校ばかり、いろんな災害が起きているようですので、日ごろの維持管理を含めて今後どうしていくのか、そこまで、今後本当にしっかり考えていく必要があるんじゃないかなと思います。お答えをお願い致します。

○議長（川野 雄一君） 教育課長、椎葉正盛君。

○教育課長（椎葉 正盛君） お答え致します。

6月に補正をしました部分につきましては、あれは、災害復旧ではございません。立木を伐採する事業ということになります。

今回の平国運動公園ののり面災害復旧工事につきましては、場所はちょっと違まして、西側といいますか、村上宅の裏側になります。あそこが、7月6日、7日に降った大雨によって崩れたということで、その災害復旧ということになります。

今、崩壊がもう1カ所、実は上の段にあるものですから、これ以上広がらないように側溝を、一応、新設をすると、その上の部分につきましては。今回崩れたこの部分につきましては、側溝がありますので、その側溝をさらえたりとか、あと除草作業をちゃんとするというような対応を、今のところやろうかなというふうに思っております。

○議長（川野 雄一君） 2番、澤井静代君。

○議員（2番 澤井 静代君） 今までの維持管理というのかな、平国小学校が閉校してから、今までどういう方法で見回り、巡回活動ですね、そういうのをきちんとされてきたのかな。また、その雨の時期、梅雨を迎える前の時期、そういうときの見回りとか、どうなさっていたのかなという思いがありますので、そこらふきは、これまでの維持管理の仕方についての御説明をいただければと思います。

○議長（川野 雄一君） 教育課長、椎葉正盛君。

○教育課長（椎葉 正盛君） 一応、今現在、運動公園ということで、教育委員会のほうが管理をしておりますけれども、除草作業、それから植栽も伐採等につきましては、年に1回ですけれども実施をしております。

あと、管につきましては、大雨が降った後等につきましては、教育委員会の職員が見回り等を行っているという状況でございます。

○議長（川野 雄一君） ようございますか。

○議員（2番 澤井 静代君） はい。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから承認第9号平成30年度津奈木町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第9号は承認することに決定しました。

日程第5. 議案第35号平成30年度津奈木町一般会計補正予算（第3号）

○議長（川野 雄一君） 日程第5、議案第35号平成30年度津奈木町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第35号平成30年度津奈木町一般会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

まず、歳出の主なものから御説明申し上げます。

総務費では、財産管理費で役場の機構改革にあわせ、庁舎の案内表示をよりわかりやすくするため、庁舎誘導サイン等の設置工事費を計上致しております。

民生費では、各項において、前年度利用実績に基づき、国・県への負担金返還金を追加致しております。保育園費では、調理室の食器消毒保管機が故障したため新たに購入費を計上致しております。

衛生費では、竹中地区簡易水道組合から水道施設整備費補助金の要望を受けましたので、追加計上致しております。

農林水産業費では、林業費で、除草や路面清掃が必要な清水林道ほか3路線の除草等業務委託料を追加。漁港建設費では、福浜漁港の日添防波堤先端部にクラックが発生し、内部の空洞化も考えられるため現地調査に必要な業務委託料を計上致しております。

土木費では、住宅管理費で、あけぼの団地と丸岡団地の共有のテレビアンテナに電波障害があるため、その移設工事費を計上。赤崎団地駐車場の防球フェンス設置工事も追加致しております。

教育費では、海洋センター費でB&Gプールのコーキング材交換に必要な修繕料を計上致しております。

災害復旧費では、公共土木施設単独災害復旧費で、染竹地区の三峰川に係る復旧工事費を追加。7月の豪雨により被害を受けました平国運動公園体育館下のり面災害復旧工事と温泉センター裏の舞鶴城公園のり面の擁壁工事も追加計上致しております。

歳入について御説明を申し上げます。

地方特例交付金及び地方交付税につきましては、それぞれ交付決定額に合わせ増額致しております。

繰入金では、介護保険事業特別会計の前年度精算によります繰入金を追加し、財政調整基金繰入金を減額致しております。

歳入歳出補正総額は2,310万円の増額で、予算の総額を歳入歳出それぞれ30億5,140万円と致しております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入は8ページ、歳出は9ページから14ページです。

歳出から質疑を行います。9ページ。6番、寺本信介君。

○議員（6番 寺本 信介君） 6番、寺本です。9ページの企画費の中で、一つお尋ねをしたいんですけれども、そこの中の振興計画策定審議会報酬ということで、この補正予算の中で11万6,000円のあれが上がっておりますけれども、これの振興計画策定審議会、どういうふうに考えて予算計上されたのかを、ちょっと説明をお願いします。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、倉本健一君。

○政策企画課長（倉本 健一君） 企画費で報酬11万6,000円、振興計画策定審議会報酬ということで計上しております。

これについては、先ほど、町長の挨拶の中にもありましたとおり、現在、第9期津奈木町振興計画の後期基本計画というのを策定中であります。これ、5年間の計画になっております。

この計画を策定するのに、振興計画策定審議会というのがございます。この審議会の構成員は議会議員の方、それと農業委員、農協役員、漁協役員、商工会役員、教育委員、民生委員と、あと町職員ですね、そういった方で構成されているわけなんです、当初予算のほうで、当初1回分の審議会の予算が計上されておりました。

今回、スケジュールによりますと3回審議会を行うということで計画してあるものですから、その2回分を今回計上しております。

以上です。

○議員（6番 寺本 信介君） わかりました。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。4番、橋口知恵子君。

○議員（４番 橋口知恵子君） ４番、橋口です。５番の財産管理費の中で、工事請負費の中で庁舎内サイン設置工事とがあります。この内容を教えてください。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、林田三洋君。

○総務課長（林田 三洋君） 工事の内容ということですが、先ほどの町長からも説明もございましたが、４月に機構改革が行われたということから、庁舎内外の、一応、案内表示を以前よりもちょっとわかりやすくしたいということで、それとまた、これまで案内板や表示が不足していた、例えば「こっちへ行ったらトイレですよ」とか「ここがトイレですよ」とか、そういったものもあわせて統一したデザインのサインを庁舎内と外、「こちらに行けば改善センターがあります」と。そして、改善センターの中の標識、社会福祉協議会だったり包括があるというものだったり、それもあわせて庁舎内、今、紙で大きく表示してある、これ耐久性ありませんので、この部分を同等のサイズでデザイン化したものも、一応表示したいということです。

エレベーターや階段等々にもわかりやすい案内を設けて、「こちらがトイレですよ」という誘導もつけたいということで考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ４番、橋口知恵子君。

○議員（４番 橋口知恵子君） ４番、橋口です。この誘導するのはわかるんですけども、その誘導板とかなんかの値段も入っているんですか。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、林田三洋君。

○総務課長（林田 三洋君） 誘導板も入っております。

○議長（川野 雄一君） ようございますか。４番、橋口知恵子君。

○議員（４番 橋口知恵子君） 結構、３５４万というのは高いと思うんです。なので、すごい立派なものができるんじゃないかと期待します。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。２番、澤井静代君。

○議員（２番 澤井 静代君） ２番、澤井です。８番の地域振興費の元気づくり補助金の４０万ですね、これが支出されるようですが、これを受けられる団体なのか個人なのか、その内容とどういうものに、これを使えるのかを教えていただければと思います。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、倉本健一君。

○政策企画課長（倉本 健一君） 地域振興費の中の負担金補助及び交付金、元気づくり補助金として４０万円計上しております。これについて説明を致します。

当初、５０万の予算を計上しておりました。７月の時点で補助申請がありまして、４０万円の補助の内示を行ったところです。

その後、来年の2月なんです、ことしも2月に行ったんですが、平国小学校で牡蠣祭りというのを実施しました。今回も平国小学校、牡蠣祭りが結構にぎわったもんですから、来年の2月、平国小学校で産業祭りというのを、今、実施予定ということで補助申請がなされておる関係で、不足分の40万を追加するという内容です。

7月に補助申請があった件についても、ちょっと話をしておきますが、なかなか、熊本市内の学校に行かれている方が、要は熊本市内でも、なかなか津奈木町というのは、知名度がないようなことを聞いております。そういったことで、津奈木出身の方々が中心になって、津奈木町のPR動画をつくりたいということで、そういう申請がありました。ということで、それはいいだろうということで、一応内示をやったところです。

そういった形で、今回、来年の2月には、「やっちゃえ津奈木」という団体が、代表が坂口さんなんです、そういった団体が津奈木町を元気にするといえますか、そういった振興策あたりに対して補助をつけるものです。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 2番、澤井静代君。

○議員（2番 澤井 静代君） 2番、澤井です。町民が元気、意欲がある町民がたくさん生まれていただけるというのは、すごく後押しをしていかないといけないと思いますので、いろんな形でPRをしていただいて、ますます町の発展のために寄与していただけるような町民を育てていく、そういうのにもつながっていくんじゃないかなと思いますので、こういう補助はたくさん出していただけるとありがたいんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） それでは、次に10ページ、11ページ、質疑ございませんか。1番、上村勝法君。

○議員（1番 上村 勝法君） 1番、上村です。林道費で除草等業務委託料とございますが、この、どの箇所をするのか、そしてまた、こういった基準でこういった作業を行うのかお聞きしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、新立啓介君。

○振興課長（新立 啓介君） お答え致します。

この件につきましては、全部で4路線ございます。延長にしまして7,500メートルを行うものでございます。

林道につきましては、なかなか、今、4名雇用をしておりますけれども、手が回らないという

ことで、今回、委託料として計上しております。

通常、町道でありますと通学路であったり、人通りが多い路線であったり、そういうところを重点的に雇用の方々にやってもらっておりまして、林道とか農道とか、余り利用が少ない路線については手薄になっている関係で、今回の台風、大雨によりまして、樹木が枝が落ちたり、のり面が壊れたりというのがありましたので、それを含めて今回除草等の委託ということで計上しております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 1 番、上村勝法君。

○議員（1 番 上村 勝法君） やはり、林道も手を入れるのも大変かと思うんですけども、林道等に限らず、町道、農道等ですね、交通量は少ないかもしれないんですけど、かなり草木等茂った場合が、見渡しが悪くなって交通事故等があったり、また、先ほど言われました樹木が大きくなり過ぎて、台風等で倒木して道路を遮断されたりとかして二次災害につながって、また必要以上の経費がかかる可能性もあるもので、そのあたりは早目に措置していただければよろしいかなと思います。よろしくお願いします。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） それでは、1 2 ページ、1 3 ページ、質疑ございませんか。ようございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） それでは、1 4 ページ。5 番、柳迫 好則君。

○議員（5 番 柳迫 好則君） 5 番、柳迫です。その他公共施設災害復旧費の中の工事請負費で、舞鶴城公園のり面災害復旧工事とありますけど、この場所と工事内容をお聞かせいただけますか。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、林田三洋君。

○総務課長（林田 三洋君） お答え致します。

7 月の大雨により、四季彩の裏ののり面が崩落しております。その、大体、延長が 5.5 メーター程度なんですけど、四季彩の裏になりますので、その部分の擁壁工事を行いたいということで、予算計上してございます。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 5 番、柳迫好則君。

○議員（5 番 柳迫 好則君） 最近、自然災害が多い中、舞鶴公園内でもよく土砂崩れ等があるみたいですので、事前に今後チェックしていく必要があるんじゃないかと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） それでは、歳出全体についての質疑ございませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

次に、歳入の質疑を行います。8 ページです。歳入での質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号平成30年度津奈木町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第36号 平成30年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（川野 雄一君） 日程第6、議案第36号平成30年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第36号平成30年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、前年度実績報告により療養給付費等負担金の返還金等を追加、同額を一般被保険者療養給付費から減額し、費目の組み替えを致しております。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億5,910万円で、変更はございません。

よろしく御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳出のみの6 ページです。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号平成30年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第37号 平成30年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（川野 雄一君） 日程第7、議案第37号平成30年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第37号平成30年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

歳出では、保険給付費で施設介護サービス給付費を見込みにより減額し、地域支援事業費では、介護予防ケアマネジメント事業委託料を増額致しております。また、諸支出金では、前年度介護給付費負担金等の確定に伴う返還金及び一般会計繰出金をそれぞれ追加致しております。

歳入では、本年度介護保険料の改定に伴い増額を致しております。

歳入歳出補正総額は、1,200万円の追加で、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,040万円と致しております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して行います。歳入6ページ、歳出7ページです。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） これから議案第37号平成30年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第38号 津奈木町立保育園民営化検討委員会設置条例の制定について

○議長（川野 雄一君） 日程第8、議案第38号津奈木町立保育園民営化検討委員会設置条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第38号津奈木町立保育園民営化検討委員会設置条例の制定についてを御説明申し上げます。

津奈木町の公立保育園の民営化等に関する検討を行うため、新たに委員会を設置致します。

町が設置する委員会等のうち、附属機関の性質を有するものについては、条例で定める必要があります。地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、本条例を制定するものであります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番、林賢二君。

○議員（8番 林 賢二君） 8番、林です。町長に、ちょっとお伺いしたいと思いますが、この保育園の民営化につきましては、もう皆さんご存じのとおり、前々から大変な話題といえますか、あれになってきておりました。

また、6月の定例会の中での一般質問の中で、町長ももちろん答えておられましたけれども、やはり先のことを考えると、将来的、やっぱりこういったのも、合併もありきじゃないかというような答弁もされております。

この委員会というのは、合併を前提としたところの中での委員会を思っておられるのか、また、そうでないのか、ちょっと町長の考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） この委員会におきましては、ゼロからのスタートと考えているところでございます。

先ほど6月に私が答弁しましたが、少子化の中では、避けて通れない課題だろうと思いますので、この条例をお願いしたところでございます。

○議長（川野 雄一君） 8番、林賢二君。

○議員（8番 林 賢二君） 今、御答弁いただきましたが、私もそのとおりだと思います。やはり、これは大変大事なことでございますので、やっぱり関係者、納得の行かれるような、そう

いった委員会の結論をお願いをできればと思っておりますので、大変だと思いますけれども、お力添えいただきたいと思います。

終わります。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 38 号津奈木町立保育園民営化検討委員会設置条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 38 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9. 議案第 39 号 津奈木町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

○議長（川野 雄一君） 日程第 9、議案第 39 号津奈木町附属機関の設置に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第 39 号津奈木町附属機関の設置に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

津奈木町町全体美術館構想事業の終了及び津奈木町立平国小学校の閉校に伴い、附属機関の設置が不要となりましたので本条例から削除するものです。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第３９号津奈木町附属機関の設置に関する条例の一部改正についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３９号は原案のとおり可決されました。

日程第１０．議案第４０号 津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部改正について

○議長（川野 雄一君） 日程第１０、議案第４０号津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第４０号津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

町全体美術館構想推進事業の終了及び津奈木町立保育園民営化検討委員会委員の追加に伴い、本条例を改正するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第４０号津奈木町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４０号は原案のとおり可決されました。

日程第１１．議案第４１号 津奈木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（川野 雄一君） 日程第１１、議案第４１号津奈木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第４１号津奈木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、放課後児童支援員の基礎資格等について、教育職員免許を有する者の明確化及び５年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認める者を追加するため、本条例を改正するものでございます。

よろしくご審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第４１号津奈木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４１号は原案のとおり可決されました。

日程第１２．議案第４２号 町道路線の廃止について

○議長（川野 雄一君） 日程第１２、議案第４２号町道路線の廃止についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第４２号町道路線の廃止についてを御説明申し上げます。

県道水俣田浦線の改良工事に伴い、旧道となる区間を町道として引き継ぐため、一旦廃止するものです。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第４２号町道路線の廃止についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４２号は原案のとおり可決されました。

日程第１３．議案第４３号 町道路線の認定について

○議長（川野 雄一君） 日程第１３、議案第４３号町道路線の認定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第４３号町道路線の認定についてを御説明申し上げます。

県道水俣田浦線の改良工事に伴い、旧道となる区間を町道として引き継ぐため、新たに認定するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第４３号町道路線の認定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４３号は原案のとおり可決されました。

日程第１４．議案第４４ 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正について

○議長（川野 雄一君） 日程第１４、議案第４４号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変

更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第44号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを御説明申し上げます。

広域連合議会の議員定数、任期及び議員選挙の方法を見直し、構成市町村45団体からそれぞれ1人の広域連合議員を選出できるよう規約の変更を行うものです。広域連合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を経る必要があります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第44号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第15. 認定第1号 平成29年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第16. 認定第2号 平成29年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17. 認定第3号 平成29年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18. 認定第4号 平成29年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第19. 認定第5号 平成29年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第20. 認定第6号 平成29年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第21. 認定第7号 平成29年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定

について

○議長（川野 雄一君） 日程第15、認定第1号平成29年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第21、認定第7号平成29年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでは、さきの議会運営委員会で委員会へ付託する旨の答申がっておりますので一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。ただいま一括議題とした議案については、会議規則第35条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

お諮りします。日程第15、認定第1号から日程第21、認定第7号までの7議案は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第15、認定第1号から日程第21、認定第7号までの7議案は、議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員会におきましては、慎重な審議を実施され、審査の経過とその結果を最終日の本会議において、各常任委員長から報告願います。

日程第22. 報告第3号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につ

いて

○議長（川野 雄一君） 日程第22、報告第3号平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

本件について、説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 報告第3号平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を添えて報告致します。

まず、健全化判断比率のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率は赤字額がなく、また、将来負担比率も算出されない結果となっております。

実質公債費比率につきましては、前年度 1.6 パーセントから 1.5 パーセントと減少しております。

次に、公営企業の資金不足比率につきましては、簡易水道事業及び宅地造成事業ともに、資金不足がない結果となっております。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第 3 号を終わります。

日程第 23. 報告第 4 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について

○議長（川野 雄一君） 日程第 23、報告第 4 号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告についてを議題とします。

本件について、説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 報告第 4 号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告についてを御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価結果を別冊のとおり報告致します。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第 4 号を終わります。

日程第 24. 報告第 5 号 一般財団法人津奈木町地域振興公社の経営状況を説明する書類の提出について

○議長（川野 雄一君） 日程第 24、報告第 5 号一般財団法人津奈木町地域振興公社の経営状況

を説明する書類の提出についてを議題とします。

本件について、説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 報告第5号一般財団法人津奈木町地域振興公社の経営状況を説明する書類の提出についてを御説明申し上げます。

地方自治法第221条第3項の法人について、同法第243条の3第2項の規定により、所要の書類を議会に提出するものでございます。

平成29年度の物産館の経営状況につきましては、事業収益が4,817万5,954円で、昨年と比べまして、約300万円の減額であります。大規模改修により休店したことや、かんきつ類の寒波による不作が収益減の主な要因であります。

一方、四季彩の経営状況につきましては、事業収益が8,766万2,645円で、昨年と比べまして約800万円の増額であります。施設のリニューアルや津奈木インターの開通により入館者数の増加が主な要因でございます。

よろしく願いを申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第5号を終わります。

日程第25．報告第6号 専決処分事項の報告について

○議長（川野 雄一君） 日程第25、報告第6号専決処分事項の報告についてを議題とします。

本件について、説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 報告第6号専決処分事項の報告についてを御説明申し上げます。

役場公用車駐車場において発生しました損害賠償請求事案に関し、地方自治法第180条第1項の規定により平成30年8月28日専決処分を致しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第6号を終わります。

○議長（川野 雄一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午前11時03分散会

平成30年 第3回(定例)津 奈 木 町 議 会 会 議 録(第2日)

平成30年9月20日(木曜日)

議事日程(第2号)

平成30年9月20日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(9名)

1 番 上村 勝法君	2 番 澤井 静代君
3 番 久村 昌司君	4 番 橋口知恵子君
5 番 柳迫 好則君	6 番 寺本 信介君
7 番 村上 義廣君	8 番 林 賢二君
9 番 川野 雄一君	

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 久村 庄次君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 豊隆君	教育長	塩山 一之君
総務課長	林田 三洋君	政策企画課長	倉本 健一君
振興課長	新立 啓介君	振興審議員	下川 秀美君
住民課長	吉澤 信久君	ほけん福祉課長	五嶋 睦子君
教育課長	椎葉 正盛君	会計課長	財部 大介君

平成30年第3回定例会

一般質問通告表（平成30年9月20日（木）午前10時）

順番	質問議員	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	橋口知恵子	①義務教育の学校週5日制について	①学校週5日制が施行されているが、近年、夏休み期間が短縮され、今年の夏休みは、8月26日で終了、8月27日から始業開始となった。 今年は異常な猛暑でクーラーのない教室での学習は、心身に負担がかかると思われる。 学校週5日制の目的と現カリキュラムはどのようなになっているのか。町独自のカリキュラムに変更することはできないのか。	教 育 長 及 び 担 当 課 長
		②熊本県子供の生活実態調査結果後の対策について	①熊本県は、2017年6～7月に子供の貧困の実態を探るために調査を行い、各自治体の子供の生活実態調査の結果が報告されている。 本町での調査結果から子供の貧困状態はどの程度なのか。今後は、調査結果を踏まえてどのような対策をしていくのか。義務教育にかかる負担をさせない対策が必要ではないか。	町 長 教 育 長 及 び 担 当 課 長
		③学校給食費（食材費）の無料化について	①2018年7月27日、文部科学省は、各自治体における学校給食費の無償化等の実施状況を初めて調査し、その調査結果を通知している。いま、学校給食費無料化は全国に広がってきている。 本町の一食当たりの給食費（食材費）の金額と、年間の合計金額はいくらになっているのか。 保護者の経済的負担を軽減し、教育の充実、食育の推進、少子化対策及び子育て支援目的で給食費の無料化を進めるべきではないか。	町 長 教 育 長 及 び 担 当 課 長

午前10時00分開議

○議長（川野 雄一君） 皆さん、おはようございます。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（川野 雄一君） 日程第1、一般質問を行います。

1名の方から、質問通告を受けております。質問及び答弁時間を60分以内に制限し、一問一答方式とします。質問に当たっては、通告内容に基づいた質問をされるようお願い致します。

また、執行部も、明快かつ簡潔な答弁をお願い致します。

4番、橋口知恵子君の質問を許します。4番、橋口知恵子君。

○議員（4番 橋口知恵子君） おはようございます。4番、橋口知恵子です。

議長の許しがありましたので、先日、通告致しましたとおりに順次質問致します。町長及び担当課長は、簡潔、明確に、そして進展ある答弁をよろしくお願い致します。

今、日本は相次ぐ自然災害に見舞われ、とてつもない被害が起きています。日本が壊れてしまうのではないかと危惧しているところです。この災害でお亡くなりになられた方、そして被災された皆様に御冥福とお見舞いを申し上げます。一日でも早い復興を願っています。

さて、一方では、自民党総裁選に忙しかったようです。どちらが選ばれても、平和の流れに逆行する、戦争をする国づくりだけはすべきではありません。また、大企業だけが利益を得るアベノミクスも考え直すべきです。都会はもとより、地方が繁栄すれば国も繁栄します。地方を元気にする総裁であってほしいものです。

今回は、将来の津奈木町を担う子供たちのために、1、義務教育の学校週5日制について、2、熊本県子供の生活実態調査の結果後の対策について、3、学校給食費（食材費）の無料化についての3項目を質問致します。よろしくお願い致します。

1、義務教育の学校週5日制についてです。

平成14年4月1日から学校週5日制が施行されていますが、近年、夏休み期間が短縮され、ことしの夏休みは8月26日で終了。そして8月27日からは始業開始となりました。ことしは異常な猛暑で、クーラーのない教室での学習は、心身に負担がかかると考えられます。学校週5日制の目的と、現カリキュラムはどのようになっているのでしょうか。町独自のカリキュラムに変更することはできないのでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 教育長、塩山一之君。

○教育長（塩山 一之君） それではお答え致します。

まず、学校週5日制ということはということから、説明します。

学校週5日制とは、土曜日、日曜日を学校の休業日とする世界的に広く実施されている制度です。その目的とは、子供たちの生活全体を見直し、ゆとりのある生活の中で、子供たちが個性を生かしながら豊かな自己実現を図ることができるように、平成4年9月から月1回、平成7年4月から月2回という形で段階的な実施がなされてきました。平成8年の中央教育審議会答申においても、子供たちにゆとりを確保する中で、学校、家庭、地域社会が相互に連携しつつ、子供たちに生活経験、社会体験や自然体験などさまざまな活動を経験させ、みずから学び、みずから考える豊かな人間性などの生きる力を育むため、完全学校週5日制の実施が提言され、平成14年度から、完全学校週5日制が実施されたところです。まずそれが目的ですね。

それで、次に、町独自のカリキュラムに変更できないかというようなことでございますが、まず、カリキュラムとは一体何かということから説明しないといけないと思いますので、ちょっと説明致します。

まず、カリキュラム、つまり教育課程のことですが、これは、学習指導要領によって、教科、領域の指導内容、授業時数が示されていますので、この指導内容と指導時数の具現化のために、学校は教育課程を編成します。したがって、日本全国の小中学校では、特に教科についての指導内容と、それを指導する授業時数は同じです。

例えば、社会科の3年生では、身近な地域や町の様子について、学習の問題を追求、解決する活動、すなわち地域学習というのがありますが、津奈木町のことを学習したりします。特別な教科道徳では、指導すべき内容項目より年間授業時数が多いので、児童生徒の実態や学校教育目標の具現化に向けて、各学校で内容項目への配当時数を工夫します。特別活動でいえば、例えば、学校行事等については、学校の児童生徒の実態、地域の実態等を考慮した授業内容になっています。また、総合的な学習の時間でも、学校の実態、地域の特性にあわせたテーマで学習をしています。外国語活動でも、本町は早くからALT2人体制で、小学校低学年からの学習に取り組んでいます。以上のように、本町は独自のカリキュラムを工夫して実践しています。

また、本町は、中学校が2学期制であった平成22年度以降の平成23年度から、小学校、中学校とも3学期制に戻し、授業時数確保のために、平成23年度から、小中学校で夏季休業3日間短縮、平成24年度から、中学校では5日間の夏季休業の短縮を昨年度まで実施してきました。議員が言われる、小中学校ともに夏季休業を5日間短縮しての8月27日からの2学期の開始は、今年が初めての取り組みで、いずれも授業時数の確保のためです。平成32年度から、完全実施の小学校教育課程では、3年生以上で外国語活動及び外国語の授業時数が、年間35時間ふえるための対策でもあります。さらに、1週間の授業のこま数をふやして、授業時数を確保しようとも努めています。他の教育委員会では、授業時数確保の方法として、夏季休業の短縮でなく、月1回の土曜授業を行っているところもあります。

したがって、本町では、学習指導要領にのっとり、独自に教育課程が編成できる部分について及び授業時数の確保のための工夫について独自の考え方で、教育課程の実施に取り組んでいるところですよ。

○議長（川野 雄一君） 4番、橋口知恵子君。

○議員（4番 橋口知恵子君） 説明ありがとうございました。

本当、この学校週5日制ということで、やはり授業時間の確保ですね、それと、世間というか、公務員の週5日制になって、時間外とかなんかもやはりちょっと時間制限が出てきたと思うんですよ。なので、大変だと思うんですけども、津奈木の場合には、もうすごく英語の学習がすごくよくなってきていますので、それも大変だと思うんですけども、やはり、5日制というんなれば、夏休みという自体が、本当にどういうものかというのを、もうちょっと説明をさせていただきたいと思います。

このカリキュラムというのも、一定の教育の目的に合わせて、教育内容と学習支援の総合的な計画にしたものとありますけども、町のカリキュラムも一生懸命頑張っていらっしゃると思うんですが、この夏休みですね、この夏休みはなぜあるのでしょうか。なぜ必要なのでしょう。ここで、子供時代を思い出していただきたいんですけども、私は夏休みが来るのが楽しみでなりません。休みは自然の中で楽しく過ごして、夏休みが終わるときには真っ黒になった記憶があります。皆さんも、結構楽しく過ごされていたのではないのでしょうか。

その夏休みの目的ですけども、夏季の暑熱というか、本当、暑い夏、熱が強いということですね。回避が主因となることが多いです。日本の教育機関の場合、正式名称は夏季休業といい、校舎に冷暖房がない場合は、太平洋高気圧支配下での授業が暑熱によって困難なので、その期間を休業とするためとされています。

その期間に期待される教育効果の主たるものというのは、普通学校で体験できないことへの児童、生徒の挑戦ですね。この夏休み期間というのは、全国一律ではありません。その土地の気候や風土によって、暑いところは長く、そして寒いところは短く、期間の長短があります。公立の小中学校の場合は、学校教育法施行令第29条に基づいて、日数は、原則として学校を管轄とする市町村の教育委員会が定めとなっています。教育委員会が変更もできるということですね。ということで、学校週5日制ということで、夏休み期間を短縮することなく、学習の場を、暑熱から回避することは、津奈木町は考えなかったのでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 教育長、塩山一之君。

○教育長（塩山 一之君） 夏休みを短縮している理由の主なものは、授業時数の確保なんですよ。授業時数が足りないから、夏休みというのは意義はわかります。わかっておりますけども、授業時数を確保する意味で、夏休みをやむを得ず短縮しているわけです。

それで、先ほど、クーラーがないので、土曜授業というのもありますよね。だけど、現在、本町の小中学校では土曜授業を行っていません。その理由は、夏季休業の短縮により、土曜授業分の授業時数を確保できるからなんです。そこ、おわかりです。もともとの授業時数がとれる日があるんです。夏休みを除いてですね。だけど、夏休みの授業を短縮してとらないと、ふえた分がとれないんですよ。だから、それをとるためには、土曜でとるか夏休みを短縮するか、大きく言えばその2つですね。それか、1日のこま数をふやすかですよ。例えば、6時間を7時間にするとか、例えばですね。多くとるためですよ、授業時数を確保するため、そういう選択肢があります。

だけど、私は、夏季休業の短縮により、土曜授業実施分の授業時数を確保できていると、できると思います。思っているからです。学校は、もともと学校週5日制が本来ですからですね、ですから、土曜日は授業日ではないのがもともとです。土曜授業をするかしないかは教育委員会に任されています。私はこのことを踏まえて、授業時数を確保するために、夏季休業の短縮で学校週5日制を維持しています。学校にも、夏季休業の短縮をとるか、土曜授業をとるか協議してもらいましたが、その結果、夏季休業の短縮に理解を得ています。

夏季休業を短縮しないで土曜授業で足らない分の授業をとるということになりますと、児童生徒にとって、土日の部活動やクラブ活動、対外試合などとの競合が生じ、参加できなくなる場合があります。土曜授業日に、体外的な行事を入れないように、各種団体への協力願いにも難しいところがあります。したがって、現状のように、土曜授業をしないことで、児童生徒が土曜日にそれぞれのやりたいことを一日行うことができる、現在の夏季休業の短縮がよいというふうに、私は判断しております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 4番、橋口知恵子君。

○議員（4番 橋口知恵子君） 日数の確保というのはわかるんですよ。教育長が言っているのはすごくわかります。じゃあどうすればいいかということで、ことしは特に暑かったんですね。というのが、ことしは、猛暑のためだったので、何か8月7日に文科省から熱中症事故を避けるために、高温時の臨時休業とか夏休み期間の延長などの対応を検討するように求める通知がされたと思います、ね。されたと思います、はい、されていました。これは、児童生徒の安全を考えるということでされたと思うんですけども、この日数の確保というのは、それは夏休みを短縮すればできるんですよ。けども、その夏休み期間というのは、本当にこの暑い中で、文科省が言っているように、やはり熱中症というのを避けるために、なるべく今のよりも延ばしてくださいというぐらいの状況だったんですね。それを、教育委員会で、津奈木の場合、対応はしていなかったんですけども、やはり、子供の安全が一番だと思います。時間の確保というのは、それはわ

かりますけども、やはり子供の安全が一番のことを考えなきゃいけなかったんじゃないかなと、私は思っています。

これを言えばずっとなんですけど、暑さのことを考えると、もしかすると、来年には各教室にクーラーの設置がなされるかもしれませんが、やはり夏休みはやっぱり8月いっぱいというところが理想じゃないかと、私思います。

夏休みをしっかりとるためには、週休5日制の見直しというのが必要じゃないかと思います。あと、やはり、今回の、なぜ私これを出したかといったときに、やはり、この暑いときに、子供たちは夏休みの短かっぱいというのが、結構、町民から声があったんですよ。だから、そこところを、クーラーがあるとこだったら、早く行ってから、クーラーだから大丈夫だよと言えるんだけども、やはり子供たちのことを心配してされたと言われていたと思いますので、取り上げてみました。

自治体によっては、土曜日の登校が年何回かあります。私事ですけども、やはり熊本にいる孫のところは、やはり年4回、たったの4回なんですけども、今回の夏休みは土日を入れたら9月の3日から開始というぐらいの時間がとれていました。なので、やはり時間の確保は必要なんだけども、どうにかやっぱり頭をひねって、子供の安全を考えようと迷えば変更できると思いますので、そちらのほうのやっぱり検討が必要だと思います。

今の教育長の場合に、ちょっと質問しようかと思ったんですけど、やはりこの土曜日の利用というのは、今のところはもう考えていらっしやらないということですね。

○議長（川野 雄一君） 教育長、塩山一之君。

○教育長（塩山 一之君） 現状では、土曜日の授業日は考えておりません。県下の各教育委員会を調べたわけではありませんけども、今年度に限って、やっぱりうちと同じように27日から始めているところもあります。今までよりも短縮しているわけですね。

それで、クーラーの問題があるかと思うんですけども、それは、議員、今先ほどちょっと述べられたように、来年度にはどうにかなるだろうというふうに思っております。

それで、この授業時数というのは、これは結局、学習指導要領の中でこの時数決まっておるわけですね。これは、一つ法律なわけですね。それをやっぱりちゃんと確保するということはちゃんとしなければなりません。ですから、土曜日を授業日にするか、そうすると、学校週5日制ではなくなりますよね、部分的には。部分的に土曜日に授業出てくるわけですから。職員も出てこにゃいかんわけですね。そしたら、それは、職員の労働時間からいうとオーバーするから、どっかで合わせませんにゃいかん。ところが、現在の夏季休業中であるならば、職員はいつも基本的には勤務ですから、ですからこれは特に休みを別に設ける必要はないんです。そういったことも一つはあります。今、働き方改革というの也被われております。だけん何を選択するか、それ

は議員が今言われたように、子供の安全ということについては、常に考えております。学校にも様子をちゃんと見てくれと、外ではあんま暑かときは、外に遊ばんこつしてくれと、そういったふうに学校もそれは配慮しながらやっております。

それで、あと、結局、もう津奈木の場合は、英語なんかは前倒しで、もう35時間も余計にもうやっているんですよ。やるんですね。ですから、どうしても35に、いずれにしても今度新しい学習指導要領が32年度から、小学校始まるわけです。それになったら35時間ふやさにやいかんわけです。どっかで必ず。ですから、それを確保するためには、先ほど、土曜日での場合もあるでしょうし、やっぱり私はできるだけ、やっぱり土曜日は子供を休ませて、土日、休日はつくりたい。ですから、短縮をしたいと、それで乗り切りたいと。ただしですよ、法治国家ですから、土曜日に授業を絶対やんなさいということであれば、それはそうします。しかし、今選択はできるわけですから。子供たちにも土日はゆっくり自分の好きなことをやる、職員にも休む、そのかわり、多少、負担はあるかもしれませんが、一応、学校にも投げかけて、それぞれそれを選択してもらって、ことですから、私は、今のところ土曜授業は考えておりません。

○議長（川野 雄一君） 4番、橋口知恵子君。

○議員（4番 橋口知恵子君） 教育長のわかりました。けども、本当にこの5日制になって、土曜、日曜日が休みになったというのは、子供はうれしいんですけども、やはり夏休みが短くなってまで授業確保、時間確保をしなければいけないかというのと、あと、教員、教師の土曜日に出勤ということになりますので、それもするとオーバーになってしまうというのも、これは大人の都合なんですよ。子供の都合じゃないんです。だから、本当は大人の都合じゃなくて、子供の安全を考えてのカリキュラムというか、この変更ができればいいかなと思っていますので、今後、またいろんな保護者の方からもいろんな話があったりとかすれば、また耳を貸していただけたらと思います。よろしくお願いします。

じゃあ2番に行きます。

熊本県子供の生活実態調査結果後の対策についてです。

2017年、12月議会で一般質問し、結果を見てから必要な対策をとっていきたいと答弁されました。熊本県は、2017年6月から7月に、子供の貧困の実態を探るために調査を行い、各自治体の子供の生活実態調査の結果が報告されています。調査結果から、本町の子供の貧困状態はどの程度だったのか、また、今後は調査結果を踏まえてどのような対策をしていかれるのでしょうか。義務教育に係る負担をさせない対策が必要ではありませんか。お願いします。

○議長（川野 雄一君） 教育長、塩山一之君。

○教育長（塩山 一之君） お答え致します。

熊本県による子供の生活実態調査は、昨年の6月から7月に、熊本市を除く44市町村で全て

の小学5年生と中学2年生、その保護者の計3万6,350人に実施し、75.7パーセントの回答があったというものです。

新聞報道等によりますと、この調査で、県は、貧困率を平均的な可処分所得の半分である106万2,132円を貧困線と定め、その貧困線を下回った1,650世帯の全体に対する割合は15.0パーセント、ひとり親世帯では43.8パーセントというふうに言っております。

この調査は、小学校5年生、現6年生になりますが、及び中学校2年生、現3年生とその保護者を対象に、無記名での調査が実施され、その結果は、封印されたまま県に提出したものが、県で開封の上、結果公表が行われたというふうに承知しております。

本町では、その調査に51人、小学生が27人、中学生24人の方が回答し、保護者も含めてですね、その中の36人が統計上必要な事項について回答されたので、その結果から、本町での可処分所得を並べた場合の18番目、ちょうど中心ですね、の可処分所得175万円の50パーセント、87万5,000円を貧困線として、貧困線未満に該当する家庭数が3件の8パーセントと推定しました。この結果を教育委員会が携わっている施策、準要保護対策との関連で見えますと、この8月現在、要保護、準要保護の小学校では16人で、全体の数の8パーセント、中学校が11人で9パーセントで、ほぼこの調査の結果数と合致しています。したがって、この数値は大筋で調査の数値をカバーしているものとみなせるのではないかと思います。

特に、準要保護の方については、4月以降も順次、民生委員、児童委員の方や、学校からの家庭の経済状況、生活状況等認定のための意見が寄せられていて、役場ほけん福祉課の福祉班とも連携の上、毎月の教育委員会で審議し、準要保護に認定しているところです。個々に対する対策が行われなければ実効生はありません。個々の実態を知る方法として、記名での調査をするか、民生委員さんの力を借りるかだというふうに思いますが、本町では、役場ほけん福祉課の福祉班の情報収集、調査や、民生委員、児童委員の情報、学校での児童生徒の生活情報提供などにより、現在の要保護、準要保護の認定状況が、県の調査結果をおおむねカバーできているというふうに思います。今後も、役場福祉班や民生委員、児童委員さん、区長さん等の情報や学校での児童生徒の生活の情報提供などから把握していきたいというふうに考えております。

なお、小中学校入学前には、就学援助制度について保護者の皆様へ説明を行っておりますので、制度については御理解いただいているものと思っております。あわせて、今後とも、児童生徒が使用する教材費等をできるだけ抑える工夫を学校に指導していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ほけん福祉課長、五嶋睦子君。

○ほけん福祉課長（五嶋 睦子君） 児童福祉の対策について、説明致します。

本町では、熊本県のくまもと子ども・子育てプランの子供の貧困対策に基づきまして各種対策を推進しております。この計画におきましては、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労支援、経済的支援の4つの基本で施策が掲げられています。本町でも、この計画に基づき具体的な取り組みを行っております。一つは、ひとり親家庭等への支援では、ひとり親家庭と医療費助成事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業、相談体制の充実や就労支援等も行っております。

また、子育て支援では、出生祝い金及び子ども医療費助成事業や予防接種助成事業、保育料の軽減、ジュニアシート貸出事業等も行っております。加えまして、子供と保護者の健康づくりとして、健診、相談事業や救急医療体制の充実も図っております。今後も、教育委員会や関係機関と連絡を取りながら、取り組みを進めていきたいと考えております。

○議長（川野 雄一君） 4番、橋口知恵子君。

○議員（4番 橋口知恵子君） 本当、この調査というのは、小学校5年生と中学2年生、そしてその保護者の方だったんですね、先ほど言われましたとおり51人の方が回答されています。一番近い1年間の間で、経済的理由で経験したことの回答では、食費を切り詰めたのが9.1パーセント、そして必要な服とか靴を買うのを控えたというのが12.5パーセント、家族旅行を控えたというのが20.5パーセントと多かったのは、県の結果と余り変わりはありませんでした。心配していた朝食ですね、前回、朝食を食べないでというのがちょっとしていたんですけども、これはもう心配しなくても、100パーセント食べれていたんで、私、安心しました。

あと、県が分析したように、経済的困難というのは、やはり衣食住にも影響していると考えられます。津奈木町の貧困率となると、所得150万円未満、これは可処分所得というのは86万6,000円未満というので、先ほど教育長が言われましたとおりに、貧困のあらわすところということでありましたけども、それが区分の中には3人該当されています。そして、貧困線が87万5,000円で、貧困線未満というのは8パーセントという先ほど説明されたとおりです。

しかし、この対象というのは、全小中学校、中学生の保護者でないために、正確なデータとは言えないと思うんですけども、ある程度のことで、大体目安的なものできたんじゃないかと先ほど言われていました。けども、やはり、可処分の所得86万5,000円というのが3人該当だったということだったんですが、その上の可処分所得というのが、120万円というのが、7人該当されているんですね。それで、というのは、この中で7人該当されていて、全部で7人なんですけども、その境までの方では、世帯員数、世帯の中の人数を見ると、5人から7人という方がいらっしゃいます。ということは、世帯員数が多いのに、所得が少ないという方が入っておられるんですね。そのところを見ましたら、やはり食費を切り詰めたというのが、42.9パーセント、そして必要な服や靴を買うのを控えたというのが42.9パーセント、あと家族旅行を控えたというのが57.1パーセントと高くなって、すごく深刻さが見えてきているんですね。

支援事業というのが、先ほど説明がありましたけども、それは町が行われていて、そしてあと、山田町長が子育て支援のほうにも力を入れてくださったので、大分よくなったんですけども、やはり、このアンケートの結果から見ると、就学援助費は受けたことはない、受けたいが申請の仕方がわからないという回答、そして生活保護は、受けたことはない、受けたいが申請の方法がわからない、そして行政からの貸付金は受けていない、受けたいが申請の方法がわからない、という回答が入っていたんですね。ということは、受けたことはないという回答の中でも、やはり支援の内容がわからないために、申請されていない可能性があるんじゃないかと私は思います。ただ、やはり就学前に説明をされたということだったんですが、本当にそれがちゃんとした意図で伝わっているかどうかというのが、ちょっと、私不安になりました。その点で、このアンケートからして、状況的なもの、申請したいけどもやり方がわからないということについては、行政のほうは把握をされているんでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 教育長、塩山一之君。

○教育長（塩山 一之君） 今、いろんな制度とか支援の策があるんですけども、制度については、やはりまだよくわからないということであるなら、それは丁寧に今後説明していくべきだというふうに思います。だから、就学援助制度なんかについては、就学前とか中学校に行くときとか、そういったときに、丁寧にもう一遍ちゃんと説明をしてくださいということはお願いは致します。それから、例えば、町報あたりで周知するとか、そういう対策はとれるというふうに思います。

○議長（川野 雄一君） 4番、橋口知恵子君。

○議員（4番 橋口知恵子君） やはり、申請したくても、その申請方法がわからないとかなれば、どうやってしたらいいかというのもわからないし、どこに聞いたらいいかというのもわからないので、やはりそういうところをしっかりと、入学式とか始まるときに、しっかりとその内容が相手のほうに理解できるように説明をしていただけたらありがたいです。そして、町報のほうでもされるということでしたので、本当に、生活が大変なところは必要だと思いますので、町報での周知をさせていただきたいと思います。

そして、特に申請をされたとしても、基準の境界というのが一番問題だと思うんですね。認定されなかったときというのは、本当にちょこっとした境なんですね。そこで、認定された人はい、じゃあされなかった人はどうする、町はどういうふうに考えているのか、お願いします。わかりますか。

○議長（川野 雄一君） 暫時休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時38分再開

○議長（川野 雄一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4 番、橋口知恵子君。

○議員（4 番 橋口知恵子君） 基準の境界で認定されなかったときには町はどうするかということに対しては、やはりそこで、もうそれがラインなのということだったんですが、私の要望とすれば、もうやはり所得が低い方、ぎりぎりの方のところをもうちょっとラインを上げてほしいとか、そう思いましたので、またそちらのほう検討をお願いします。

そして、現在、教科書以外の教材についても、経済的負担を少なくするということを念頭にされているというのは、本当にありがたいことなんですが、しかし、経済的負担を少なくしても、負担はかかるんです。なので、これをどうかな、やっぱりちょっと義務教育だから無償にできないかなという考えがありますけども、どんなでしょうか。もう最後で。義務教育に係る負担をしてほしいというのがありましたので。

○議長（川野 雄一君） 教育長、塩山一之君。

○教育長（塩山 一之君） 私が無償について答えるというふうなのはちょっとあれなんです、要するに、できるだけ保護者の方の経済的負担を軽くするという視点で、学校にも指導をするということ、先ほど申し上げましたけども、それは常々、特にやっぱり 4 月当初、いろんな教材を選定と、これやっぱり必要なわけですね、子供たちの学力とか何かつけるため、必要な学習の教材として必要なわけですが、できるだけ経済的なことが軽減できるように、学校のほうも努力してくれというふうにしてお願いしておりますので、そのことについては、また何遍も学校のほうには言っていきたいというふうに思います。

○議長（川野 雄一君） 4 番、橋口知恵子君。

○議員（4 番 橋口知恵子君） やはり検討は同じでしたけども、やはり義務教育で、それはどうしても必要なものなんですよね。勉強するために必要なものを、成績を上げるためには必要なものだから、それはやはり教科書と同じで、これはもう国に言ったほうがいいかもしれませんが、そちらのほうで軽減の負担をできたらいいなと思っていますので、今のところ、教育長の努力をしていただいているということで、少しでもやっぱり、もうちょっと下げて、負担を少なくしていただきたいと思います。

じゃあ、3 番に行きます。

学校給食費（食材費）の無料化についてです。

給食費の無料化については幾度となく質問し、最後の質問から 1 年が経過しました。2018 年 7 月 27 日には、文部科学省が各自治体における学校給食費の無償化などの実施状況を初めて調査し、その調査結果を通知しています。今、学校給食費の無料化は全国に広がってきています。本町での給食費、食材費は 1 食当たりの金額とそして年間の合計金額というのは幾らぐらいにな

るのかをお願いします。

そして、保護者の経済的負担を軽減し、教育の充実、食育の推進、少子化対策及び子育て支援の目的に給食の無料化を進めるべきではありませんか。お願いします。

○議長（川野 雄一君） 教育課長、椎葉正盛君。

○教育課長（椎葉 正盛君） お答え致します。

私のほうからは、1食当たり及び年間の給食費について、それから、現在の給食会計の現状及び無償化した場合の対策等についてお答えを致します。ただ、予算が伴いますので、最終的な判断は町長のほうがされるというふうに思います。

平成30年度の1食当たりの給食費は、幼稚園のほうで230円、小学校が240円、中学校が280円というふうになっております。これは月の給食費にすると、幼稚園が3,300円、年間では、平成29年度実績で3万5,650円、それから小学校が月に4,200円で、年間実績では4万5,600円、中学校が月に5,000円で、年間実績では5万3,200円となります。

徴収は、4月から2月までの年11回で行いますけれども、食べた回数で精算を致しますので、最終的には、年間の徴収費に個人でちょっと違いが出る場合もあります。

また、津奈木町学校給食センターで、各家庭から徴収した年間の給食費ですね、これは平成29年度の実績ベースで、1,950万2,000円ですけれども、支払った経費のうち、食材費分だけに限って見れば、1,895万5,000円になります。つまり、徴収した給食費の97パーセントが食材に充てられているということになります。実際は、そのほかに調理員や事務員、運転手等の人件費、それから光熱費や燃料費、備品購入費等調理に必要な経費がありますけれども、これらは全て一般会計のほうから支出をしている状況です。

ちなみに、町の一般会計から支出した経費は、平成29年度実績で、2,001万3,000円となっております。これは、町の経費だけですけれども、あとは県費職員ですね、栄養職員、栄養教諭の人件費が含まれておりませんので、実際はそれ以上の経費がかかっているということになります。

仮に、本町において完全無償化した場合は、年間の2,000万円ぐらいが財源が必要になってくるということになります。それをどこから捻出するのかということはありません。それにつきましては、慎重な議論が必要になるのかなというふうに思いますけれども、完全無償化した場合は、新しい財源を見つけるか、またはほかの何かの事業を廃止、縮小して給食費に充てるか、どちらの選択をするか、そういうふうな形になると思います。原則、この作業を毎年行う必要が出てくるのではないかとこのように思っております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 4 番、橋口知恵子君。

○議員（4 番 橋口知恵子君） ありがとうございます。

本当に、この給食費というのが、小学生でも月に4,200円、中学校で5,000円というのが、これをもし子供さんが小学校2年生、中学生が1人というような場合には、やっぱり1万超しますよね。そして、中学生が2人で小学生が1人といっても、本当に1万5,000円近くになるので、やはり1カ月の出費にすれば、家庭のほうではすごく負担になると思うんですね。そして、これ、食材費だけということですけども、やはり人件費とか運営費とかいろいろかかって2,000万円かかるということですけど、これはどこでも施設を運営するためには、やはり人件費と運営費というのは必要になるんですね。だからそれはもう絶対要るべき、要るというか、よそもやっているからやっぱり要ると思うんですけど、この食材費の今後2,000万必要をどこから抽出するかということですが、やはり、まずは、今のちょっと状況を説明させていただきます。

1年前というのは、全国で学校給食費を無償にする自治体が57市町村だったんですが、国の調査によると、740自治体のうちの84自治体が無償化を実施しています。71自治体は町村ですね、が93.4パーセント、そして人口が1万未満の自治体というのが56自治体で、73.7パーセントを占めています。児童生徒数の自治体構成は、小学校、中学校ともに200人未満というのが占めるそうです。

やはり無料化が広がった背景というのは、やはり学校給食の持つ教育的効果もさることなんですけども、子供の貧困の問題があると思います。要保護とか準要保護の世帯の児童生徒の方は支援を行っていますけども、栄養バランスのとれた温かくておいしい給食というのを、家庭の経済的状況にかかわらず子供に提供するということは、子供の健やかな成長のためにも非常に重要ではないかと考えます。

2,000万必要だということでしたので、何か前の西川町長が、国がするんじゃないかという話もあったんですが、やっと、いずれ国が行うのではないかと考えていますけども、いつからするという期日はちょっとまだわかっていないんですね。それで、国が行うのを待っていても歳月は過ぎていきます。ということで何年になるかわかりませんので、先ほど言われましたちょっと財政、2,000万のお金が必要ということで、財政は大丈夫なのかと心配されていましたが、お金はあります。というのも、平成29年度の決算が行われていますけども、歳入歳出差し引き額は2億5,553万8,184円で、翌年度に繰り越すべき財源の繰越明許費、繰り越し額は、1億1,285万2,000円、そしてそのうちに、基金繰入額は7,200万円、残りの7,200万はどこにいったかということ、30年度の予算に繰り入れされております。ということで、基金にも入るお金がこれだけありますので、お金はあります。

町長は答弁で、無料化については一つの選択肢として、将来参考にしていきたいと言われていました。しないということは言われていませんので、これが、いつごろというのが、大体あると思うんですが、いつごろぐらいにというのは考えはありませんでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 今、先ほど財政、無料化にしたら年間2,000万ということで、私も最初、町長になりまして、無償化はある程度考えないといけないのかな、否定はしていないということなんですけど、やはりこの町を牽引していくといいますか、そのために、この前地区座談会もやりました。その中でもいろんなやつが出てくるんですね、いろんな要望等が。それはもうやってもやっても追いつかないだろうというふうに思っております。そこで、やはり選択をしていって、住民に恩返しをできるような、そういう施策をとりながら、自分で事業としてやっていかなくちゃいけないだろうと、それはやはり将来的な財政を見ながら、この場限りでばっとやってしまうと、将来の負担が加算してしまえば、将来、津奈木町の財政が破綻するだろうと、そういう中である程度考えていかないと、今貯金があるから大丈夫、それは将来のための貯金ですから、1回災害が来ただけでも全部だめになってしまいます。それで、そういうのである程度将来的に見据えながら貯金をつくっていくと、基金をつくっていくということで、先ほど、年間2,000万で、5年間で1億になるんですね。それで1億で、まだまだ義務教育というのは、まだ先ほど話があったとおり、クーラーとかいろんなITとかそういう設備関係もやらなくちゃいけないんです。そういういろんなやつを見ながらやっていかないと、まだ道路も必要ですし、そういうことをやっていきながら考えていかなくちゃいけないんで、将来、いつごろ無償化できるかというのは、私としてはまだそこまで見通しができませんけど、いろんな施策をやりながら、それはやっぱり考えて、一つの施策としては見ていかないといけないだろうなという気は致します。

○議長（川野 雄一君） 4番、橋口知恵子君。

○議員（4番 橋口知恵子君） やはり、今、いろんな公共施設の老朽化とか、そして先ほど言われたクーラー、クーラーというのも、今、国が一生懸命、猛暑だったから、やっぱりつけなきゃいけないんじゃないかということで、今、一生懸命やっていますけども、実際それをつけるのに、全額そのお金が来るのかどうかもちょっとわかりませんので、町がどれだけ負担をするかというのも、まだ検討がつかないんですけども、それは本当に必要なことだと思います。

そして、あと給食費は、命にはかかわりはありませんよね。命にはかかわらないんですけども、やはり、今、町長が一生懸命子育て支援のほうを、力を入れていらっしゃると思いますので、やはり、本当は無料のほうが、所得にはもう家庭には響かないんですけども、今後、選択肢の中で、半額にするとかだったら1,000万でいいですよ。という考えもあると思いますので、なるべく

もう町長の子育て支援の拡充がされて、子育て世代の応援をされていますので、ぜひ、実施していただきたいと思います。

そして、いつころというのはちょっと聞けなかったんですが、やはり国がやろうとすることよりも先にしてもらったほうが、今の町民の方、子育て世代の方たちは本当に助かりますので、そのところを考えていただいて、早くできたらいいと思います。お願いをしておきます。

今回は、3項目に質問をしました。将来、津奈木町を担っていく大切な子供たちです。その子供たちにお金がないからという思いをさせたくありません。ですので、伸び伸びと育てほしいための町の支援は、もう本当に重要だと考えていますので、これからもよろしくお願い致します。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川野 雄一君） 以上で、4番、橋口知恵子君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

○議長（川野 雄一君） 以上で、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。お疲れでした。

午前10時54分散会

平成30年 第3回（定例）津 奈 木 町 議 会 会 議 録（第3日）

平成30年 9月28日（金曜日）

議事日程（第3号）

平成30年 9月28日 午前10時00分開議

- 日程第1 認定第1号 平成29年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 認定第2号 平成29年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第3号 平成29年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第4号 平成29年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第5号 平成29年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第6号 平成29年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第7号 平成29年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書提出を求める陳情書
- 日程第9 議員派遣の件
- 日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第11 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第12 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 追加日程第1 発議第2号 教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 平成29年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 認定第2号 平成29年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第3 認定第3号 平成29年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第4号 平成29年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第5号 平成29年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第6号 平成29年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第7号 平成29年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書提出を求める陳情書
- 日程第9 議員派遣の件
- 日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第11 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第12 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 追加日程第1 発議第2号 教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について

出席議員（9名）

1番 上村 勝法君	2番 澤井 静代君
3番 久村 昌司君	4番 橋口知恵子君
5番 柳迫 好則君	6番 寺本 信介君
7番 村上 義廣君	8番 林 賢二君
9番 川野 雄一君	

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 久村 庄次君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 豊隆君	教育長	塩山 一之君
総務課長	林田 三洋君	政策企画課長	倉本 健一君
振興課長	新立 啓介君	振興審議員	下川 秀美君
住民課長	吉澤 信久君	ほけん福祉課長	五嶋 睦子君
教育課長	椎葉 正盛君	会計課長	財部 大介君

午前10時00分開議

○議長（川野 雄一君） 皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1．認定第1号 平成29年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第2．認定第2号 平成29年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第3．認定第3号 平成29年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4．認定第4号 平成29年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5．認定第5号 平成29年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6．認定第6号 平成29年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7．認定第7号 平成29年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（川野 雄一君） 9月11日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました日程第1、認定第1号平成29年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第7、認定第7号平成29年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7議案を一括議題とします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。お手元に配付のとおり、各常任委員長から審査結果の報告書が提出されております。審査の経過と審査結果について、会議規則第37条第1項の

規定により、各常任委員長の報告を求めます。

質疑は委員長報告終了後一括して行います。

初めに、総務振興常任委員長の報告を求めます。総務振興常任委員長。久村昌司君。

○総務振興常任委員長（久村 昌司君） おはようございます。

総務振興常任委員長報告を致します。

9月11日の本会議において、当委員会に付託されました認定第1号「平成29年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について」における総務振興常任委員会所管科目及び

- ・認定第4号「平成29年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」
- ・認定第6号「平成29年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について」
- ・認定第7号「平成29年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

9月12日から27日のうち5日間にわたり審査を致しましたので、委員会における、審査の経過並びに結果を報告します。審査にあたっては、担当課長及び担当審議員、担当班長の出席を求め、適正かつ効率的に執行されたか、また、事業の成果はどうであったか、次期予算編成や行政執行に生かされるよう慎重に審査を致しました。

認定第1号「平成29年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について」における、総務振興常任委員会所管科目について、主なものを申し上げます。

まず、歳入から報告致します。

住宅使用料で「滞納額は昨年より増加していないのか、また、滞納者に対してどのような対応をしているのか。」との質問に対して「前年度に比べて滞納額は減少しています。高額滞納者には、毎月末に督促し誓約書を取り、これ以上滞納額が増加しないようにしています。また、保証人への連絡も行っています。」との答弁がありました。

農業費補助金で「農地利用最適化交付金はどのように交付されるのか。」との質問に対して「最適化交付金は、活動実績及び成果実績に応じて交付されるもので、活動実績は担い手への農地集積・集約化の推進活動、遊休農地の発生防止・解消活動などの回数に応じて交付されます。また、成果実績は、担い手への農地集積面積、遊休農地の解消面積等の達成割合を点数化し、その計算された額が交付されます。」との答弁がありました。

財政調整基金で「今後の運用はどう考えているのか。」との質問に対して、「今後は公共施設等の老朽化に伴い、大規模改修など更新時期が集中するため、その財源補填として財政調整基金や、町有施設整備基金を取り崩していく計画です。」との答弁がありました。

次に、歳出について報告致します。

企画費の委託料で「乗り合いタクシーに対する住民の満足度は満たされているのか、また、要望があった場合どのように対応していくのか。」との質問に対して「民間事業者の経営圧迫につな

がる料金設定や、予算額が大幅に増加する土、日運行については協議が困難ですが、ダイヤ改正や停留所の追加、利用者の利便性向上につながる要望等については、アンケートなども参考にしながら、地域公共交通会議に諮り決定することになっています。」との答弁がありました。

工事請負費で「赤崎小学校跡地交流広場整備工事について、当初の計画通り進んでいるのか、また、完成後の管理はどうなるのか。」との質問に対して「平成29年度の計画は繰越して7月に完了しました。平成30年度は広場整備とシェルター建設を計画しており現在工事を進めています。管理については、役場内で検討しているところです。」との答弁がありました。

交通安全対策費で「カーブミラーを4基新設とあるが、他に要望はなかったのか。」との質問に対して「平成29年度に関しては4箇所要望があり、要望箇所に設置しました。」との答弁がありました。また、「各地区から要望があった場合、速やかに現地調査を行い、対応してもらいたい。」との質問に対して「要望があった場合は速やかに職員立会いのもと現地調査を行い、可能であれば早急に実施し、できない場合は要望者にその旨を伝えます。」との答弁がありました。

農業振興費で「有害鳥獣被害が深刻になってきており、補助金も毎年増額してあるが、有害鳥獣も増えつつある。今後はどのような対策をしていくのか。」との質問に対して「平成29年度は有害鳥獣被害防止対策協議会の事業で中山間事業協定集落を対象に視察研修を行い、先進地の事例を参考に取組を推進していく必要があります。現在電気柵設置などに補助を行っており、利用を促進しています。また、捕獲に関しては国庫補助金の活用なども視野に入れて猟友会と協議しながら効果的に取り組んでいきます。」との答弁がありました。

農地費で「福浜トンネルの照明器具はLEDに替えた方が安くなるのではないのか。」との質問に対して「LEDに替えると電気料金は安くなりますが、器具本体を取替なくてはならないため、工事費が高くなります。今回は切れている電球だけを交換しました。」との答弁がありました。

林業振興費で、「森林環境保全整備事業の下刈りは定期的に必要なのか。」との質問に対して、「平成27年度の台風による倒木を伐採し植林を行いました。植栽後5年間ぐらいは下刈りが必要で、定期的に行っています。」との答弁がありました。

漁港建設費で、「福浦漁港の進捗状況はどうなっているのか。」との質問に対して、「平成29年度繰越で防波堤整備を完了しています。平成30年度は物揚げ場の方塊製作を行い、平成31年度で締め切り・埋め立て工事を行います。繰越しても平成32年度には完成予定です。」との答弁がありました。

観光費で「グリーンゲイトをリニューアルしてからの評判はどうか。」との質問に対して、「4月からつなぎ百貨堂としてオープンし、売上は7月までは前年とほぼ変わらないが、8月については前年より18パーセント増となっており、少しずつ一般の方にも浸透してきたのではな

いかと感じています。8月からは土、日にスムージーの販売も始まり、お客さんも増えてきている状況です。」との答弁がありました。

「スロータウン事業やスローフード事業が平成29年度から始まっているが、以前実施した郷土料理や街歩きなどとの関連はあるのか。」との質問に対して「スローフード事業は昔からあった郷土料理をもう一度掘り起こして、後世に残していくなど食を通じて魅力を発信していこうという事業です。スロータウン事業は、これまでの町の取り組みにスローフード事業のような（食）による交流促進を図る取り組みを行いながら、津奈木町の自然を生かした体験など、町外からのツアーを企画したり、受け入れ体制を整備して複合的に絡めて新たな人の流れを作り、地域の活性化を展開していこうという事業です。」との答弁がありました。

土木費の道路維持費で、「昨年の委員長報告で臨時職員4人を雇用して、道路パトロールと維持管理を行っているが、町内の建設業者に路線毎に管理委託することは考えていないのか。との質問に、今後は災害時の対応もあるので、建設業者への委託も検討していきたいとの答弁があったが、平成30年度には反映されていない。何年度から対応するのか。」との質問に対して「平成31年度から除草に限らず道路に支障のある樹木の伐採も含めて、3年から5年の年度計画を立て実施します。」との答弁がありました。

道路新設改良費で「町道河原線道路改良工事の残事業はどうなっているのか。」との質問に対して「土地売買契約については締結したので本年度施工については目途がつけました。」との答弁がありました。また、「土地買収に長期間要した理由は。」との質問に対して「用地協議については、事業主体である鉄道建設・運輸施設整備支援機構と実施しているが、補助事業者であるJR九州・国土交通省・熊本県の承認が必要となるため、相当の期間を要しました。」との答弁がありました。

消防費の災害対策費で、「災害用電話機購入とあるが、衛星携帯電話は前から設置しているが、別に購入したのか。」との質問に対して、「衛星携帯電話とは別に、平成28年度にNTTと協定を結び、通話料無料で災害時でも繋がりやすい配線工事を無償で行っていただきました。今回は、停電時でも通話可能な電話機を各避難所に購入したものです。」との答弁がありました。

以上、慎重審議の上採決した結果、認定第1号は全会一致で認定すべきものと決定しました。

次に認定第4号「平成29年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」報告します。

「小津奈木に井戸を掘りなおしたが、水質はどうか。また、いつから使用できるのか。」との質問に対して、「水質はすべて基準値内でした。使用には、水道事業経営認可の変更許可が必要になり現在作成しています。また、認可には水俣市と同時に申請する必要があるため、水俣市にも依頼をしています。」との答弁がありました。また、「水量はどれくらいあるのか。」と

の質問に対して「限界は1日500tです。小津奈木配水区は1日約200t使用しますので、水量は十分足りています。」との答弁がありました。

慎重審議の上採決した結果、認定第4号は全会一致で認定すべきものと決定しました。

次に認定第6号「平成29年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について」報告します。

執行部より説明を受け、慎重審議の上採決した結果、認定第6号は全会一致で認定すべきものと決定しました。

次に認定第7号「平成29年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について」報告します。

執行部より説明を受け、慎重審議の上採決した結果、認定第7号は全会一致で認定すべきものと決定しました。

最後に総務課、振興課所管施設現地視察において、男島法面、旧赤崎小学校、アボカド農園、福浦防波堤、柞丸橋、亀萬酒造、岩城浄水場、グリーンゲイトを視察しました。

以上で、当委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

平成30年9月28日

総務振興常任委員会委員長久村昌司

津奈木町議会議長川野雄一様

○議長（川野 雄一君） 以上で総務振興常任委員長の報告が終わりました。

次に、教育住民常任委員長の報告を求めます。教育住民常任委員長、寺本信介君。

○教育住民常任委員長（寺本 信介君） おはようございます。

教育住民常任委員長報告を致します。

9月11日の本会議において、当委員会に付託されました、

- ・認定第1号「平成29年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について」における、教育住民常任委員会所管科目

- ・認定第2号「平成29年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

- ・認定第3号「平成29年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

- ・認定第5号「平成29年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を9月12日から27日までのうち6日間にわたり審査しました。

審査にあたっては、担当課長、班長及び担当者の出席を求め、適正かつ効率的に執行されたか、また、事業の成果はどうであったか、次期予算編成や行政執行に生かされるよう慎重審議しました。その結果を報告します。

認定第1号「平成29年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について」における、教育住民常任委員会所管科目について報告します。審査における主な質疑等は、次のとおりです。

まず、歳入から報告します。住民課税務班関係では、「町税の徴収率は向上し滞納額は減少傾向であるが、滞納者の現状についてどう考えているのか。また、滞納者は滞納額を払えるのに払わないのか、お金がないため払えないのか。」との質問に対して、「滞納者等の現状を踏まえた上で、夜間徴収等を行い滞納減少に努めている。滞納者各個人の生活状況等を考慮し、必要があれば預貯金調査等の財産調査を行いながら地方税法に基づき適切に対応している。」との答弁でした。

また、「不納欠損の件数の内訳は。」との質問に対して、「不納欠損額279万8,512円の件数の内訳は、執行停止によるものが生活困窮5件、所在不明1件、生活保護2件、車不存在の1件及び廃業等による法人住民税5社。時効消滅によるものが倒産等6件、相続及び低収入等6件である。」との答弁でした。

ほけん福祉課福祉班関係では、「地域看護実習生受入費とあるが、実習はどんな内容か。」との質問に対して、「町保健師に同行し、訪問・健診等の事業内容を研修することが主である。」との答弁でした。

次に、歳出について報告致します。住民課住民班関係では、「水俣芦北広域行政事務組合火葬場費負担金82万3,000円は、少ないのではないか。」との質問に対して、「火葬場の運営費は3,851万3,000円で、うち使用料・手数料等を除いた840万5,000円を1市2町で負担している。本町の負担割合は、人口割で9.79パーセントとなり、82万3,000円の負担となっている。」との答弁でした。

また、「ごみ処理量の前年度との比較は。」との質問に対して、「平成28年度の総ごみ量は808トン、平成29年度の総ごみ量は764トンとなり、約40トン減少している。」との答弁でした。

ほけん福祉課福祉班関係では、「老人福祉施設入所事業扶助費の入所基準等は如何になっているのか。」との質問に対して、「65才以上の一人暮らしの方等が、自宅での生活が難しくなった場合等に申し出され、入所判定委員会の判定により入所できる施設があれば入所となる。個々の扶助費については、所得に応じた個人負担や各施設の利用料も違い、これにより町の扶助費もそれぞれ違いがある。また、要介護度2以下の方が対象になり、3以上になると特別養護老人ホームの入所対象になる。」との答弁でした。

また、「ウッドスタート誕生祝い品玩具制作等委託料の委託先はどこか。」との質問に対して、「玩具デザイン作成委託は、つなぎ年輪会、誕生祝い品作成等委託は、認定NPO法人芸術と遊び創造協会東京おもちゃ美術館である。玩具デザイン作成については、つなぎ年輪会で2体作成し

検査等も終わっているが、東京おもちゃ美術館での検品の内容が厳しく、町からの贈呈する玩具としては難しいと感じている。町として、地元の木材で地元の職人の作成した木のおもちゃを、赤ちゃんに送る取り組みとしてウッドスタート宣言をしているので、福祉班の判断として一概には言えないが、今後の継続については検討が必要と感じている。」との答弁でした。

保育園関係では、「賄材料費 628 万 1,019 円の内容は。」との質問に対して、「給食材料費及びおやつ材料代、牛乳・ミルク代で、予算は月 53 万円である。」との答弁でした。

教育課学校教育班関係では、「本町は英語教育に力を入れ、ALT は 2 人体制であるが、他の市町村の状況はどうなっているのか。また、人件費についてはどうなのか。」との質問に対して、「水俣市は、CIR（国際交流員）1 人、ALT 2 人の計 3 人で、芦北町は、CIR 1 人、ALT（民間）3 人の計 4 人である。人口規模から考えると本町の児童生徒は恵まれていると思われる。人件費については、交付税措置となっている。」との答弁でした。

「小学校の学級支援員は 4 人で、資格ありが 2 人、資格なしが 2 人だが、支援員になるための資格要件があるのか。また、教員資格がなくても問題ないのか。」との質問に対して、「資格のある人を募集しても集まらない状況で、資格要件は設けていない。支援員はあくまでも授業等の補助（支援）なので、授業は教職員が行う。支援員は補助の役割なので、教員の資格がなくても問題ない。」との答弁でした。

「給食でのアレルギー対策はしているのか。」との質問に対して、「アレルギー反応レベルの低い児童がいるが、保護者や学校と情報交換を行いながら代替食や除去食で対応している。献立については、詳細な献立表を毎月送付している。新入児童には、就学児健診にて、在校生には、年 1 回 4 月にアンケート調査を行っている。」との答弁でした。

教育課生涯学習班関係では、「町民講座の英会話教室の参加者は何人か。また、ALT を活用しているが支障はないのか。」との質問に対して、「13 人の参加申し込みがあり、毎回 10 人前後の参加者がある。ALT の勤務は、週 3.5 時間。英会話教室は、小・中学校の毎週水曜日の午後を振替の休みとして木曜日の夜に実施している。」との答弁でした。

公民館費では、「遊びの学校の参加人数と年間計画はどうなっているのか。対象年齢は。また、対象者の数は多いので、もっと楽しさをアピールしてほしいが。」との質問に対して、「平成 29 年度は 11 人、平成 30 年度は 19 人となっている。年間計画は、農業体験や海洋スポーツ活動、キャンプやナイトハイク、登山、アイススケート等となっている。対象年齢は小学 4 年生から中学 3 年生である。学校や保護者等に対し広く周知を行い、楽しさを伝え参加者増につなげていきたい。」との答弁でした。

以上のような質疑応答を経て、教育住民常任委員会所管科目について採決した結果、認定第 1 号は、全会一致で原案のとおり「認定すべきもの」と決定いたしました。

次に認定第2号「平成29年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」報告します。

審査における主な質疑等は、次のとおりです。

まず、歳入から報告します。「不納欠損は時効等で処理するのか。」との質問に対して、「地方税法に準じた取扱いを行っており、死亡等徴収できない事項が発生した場合、不納欠損としている。」との答弁でした。

次に、歳出について報告致します。

「特定健診の受診率が全体的に低いとの事だがその要因は何か。水俣病関係の手帳を持っている人は、個人病院で検査しているがその影響はないのか。」との質問に対して、「健診を受けない理由としては、病院受診中のため改めて健診を受ける必要がないということである。重症化する病気を早期発見することの重要性を周知し、より一層の受診率向上を目指していく。当初は、自己負担があったが、現在は個別健診、情報提供を含め無料としているため、今後は受診率が上がっていくと思われる。」との答弁でした。

以上採決した結果、認定第2号は、全会一致で原案のとおり「認定すべきもの」と決定いたしました。

次に認定第3号「平成29年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」報告します。慎重審議の上採決した結果、認定第3号は、全会一致で原案のとおり「認定すべきもの」と決定いたしました。

次に認定第5号「平成29年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」報告します。歳出で、「介護保険料が高くなっている。基金を取り崩すのか。」との質問に対して、「第7期介護保険計画では、年1,000万円の基金取り崩しを計画し、保険料を設定している。」との答弁でした。また、「要介護予防事業を行う業者がいらないとの事だが、どのように今後の予防サービスを進めていくのか。」との質問に対して、「採算性、効率性を考えると小さな町には、民間の業者は進出しにくいと思われる。今後は、住民の助け合いでの高齢者のフォローも考えなければならない。」との答弁でした。

以上採決した結果、認定第5号は、全会一致で原案のとおり「認定すべきもの」と決定いたしました。

最後に現場視察の結果報告をします。

津奈木小学校、津奈木町図書館、津奈木中学校、旧平国小学校の現場視察を行いました。

津奈木小学校については、学級支援員の取り組みを見学し、津奈木町図書館では、館内や蔵書の整理がされていましたが、さらなる充実を図るために、司書の導入を図る必要があるとの意見がありました。また、津奈木中学校グラウンドに照明が設置されているが、照度不足ではないかと

の意見もありました。

旧平国小学校のグラウンド・校舎周辺では、雑草が生い茂り、運動公園としての機能が維持できていないので、抜本的な取り組みが必要です。

また、懸案である小中学校のエアコン設置についても、来年度に必ず実現できるように望みます。最後に、教育住民常任委員会が、調査研究してきた児童公園（総合グラウンド横）の遊具拡充について、住みたくなる町づくりの観点から、早急な対処が必要と思われます。

以上で、当委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

平成30年9月28日

教育住民常任委員会委員長寺本信介

津奈木町議会議長川野雄一様

○議長（川野 雄一君） 教育住民常任委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから認定第1号から認定第7号までについて、順次討論、採決を行います。

認定第1号平成29年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、認定第1号を採決します。この採決は挙手によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。認定第1号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、認定第1号については認定することに決定いたしました。

認定第2号平成29年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、認定第2号を採決します。この採決は挙手によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。認定第2号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、認定第2号については認定することに決定いたしました。

認定第3号平成29年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、認定第3号を採決します。この採決は挙手によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。認定第3号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、認定第3号については認定することに決定いたしました。

認定第4号平成29年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、認定第4号を採決します。この採決は挙手によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。認定第4号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

認定第5号平成29年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、認定第5号を採決します。この採決は挙手によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。認定第5号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、認定第5号については認定することに決定しました。

認定第6号平成29年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論は

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、認定第6号を採決します。この採決は挙手によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。認定第6号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、認定第6号については認定することに決定しました。

認定第7号平成29年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、認定第7号を採決します。この採決は挙手によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。認定第7号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、認定第7号については認定することに決定しました。

日程第8. 陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書提出を求める陳情書

○議長（川野 雄一君） 日程第8、陳情第2号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書提出を求める陳情書を議題とします。

この陳情書は、会議規則第88条の規定により、平成30年9月4日付にて、教育住民常任委員会に付託され、その審査報告書がお手元に配付のとおり、教育住民常任委員長より提出されております。

審査の経過と審査結果について、会議規則第87条第1項の規定により、教育住民常任委員長の報告を求めます。教育住民常任委員長、寺本信介君。

○教育住民常任委員長（寺本 信介君） 報告いたします。

教育住民常任委員会に付託されました、陳情第2号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書提出を求める陳情書」につ

いて、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

9月13日、本件審議のため当委員会を開催しました。当日は学校現場の現状を聞くために、教育委員会事務局職員の出席を求め説明を受けました。

その後直ちに審査に入り、委員から原案どおり意見書を提出すべきとの意見があり、採決した結果、陳情者の願意を認め、全委員一致で採択とすべきものと決定しました。

以上、教育住民常任委員会の陳情書審査の報告を終わります。

平成30年9月28日

教育住民常任委員会委員長寺本信介

津奈木町議会議長川野雄一様

○議長（川野 雄一君） 教育住民常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから陳情第2号について、討論、採決を行います。

陳情第2号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書提出を求める陳情書について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから陳情第2号を採決します。この採決は挙手によって行います。この陳情書に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。陳情第2号を採択することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第9. 議員派遣の件

○議長（川野 雄一君） 日程第9、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件について、お手元に配付のとおり、派遣することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

なお、議員派遣について期間等やむを得ず変更を生じる場合は議長に一任願いたいと思います。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議長に一任することに決定しました。

日程第 10. 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

日程第 11. 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件

日程第 12. 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（川野 雄一君） 日程第 10 から日程第 12 までの各委員長からの閉会中の継続調査の件
3 件を一括議題とします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。日程第 10、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件、日程第 11、総務振興
常任委員会の閉会中の継続調査の件、日程第 12、教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件
は、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 10 から日程第 12 までは、
各委員長申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前10時58分再開

○議長（川野 雄一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程第 1. 発議第 2 号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見
書の提出について

○議長（川野 雄一君） 追加日程第 1、発議第 2 号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制
度拡充に係る意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。提出者、教育住民常任委員長、寺本信介君。

○教育住民常任委員長（寺本 信介君） 発議第 2 号の提案理由を申し上げます。

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子供たちの豊かな学びを実現するためには、
教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。昨今、教職員の時間外労働時間

が大きな社会問題となっています。教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善は欠かせません。

また、義務教育費国庫負担制度については、三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたことで、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。

よって、計画的な教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することを強く要望し、意見書を提出するものです。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提出者の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから発議第2号について、討論、採決を行います。

発議第2号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、発議第2号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、発議第2号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出については原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することにいたします。

_____・_____・_____

○議長（川野 雄一君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これにて会議を閉じます。

以上で、本定例会の日程は全て終了しました。

これで平成30年第3回津奈木町議会定例会を閉会します。

午前11時02分閉会

○議長（川野 雄一君） ここで町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議長のお許しをいただきましたので、閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

9月11日に開会されました第3回定例会も、18日間にわたって慎重なる御審議をいただき、平成29年度決算の認定を含め、御議決御承認を賜り、まことにありがとうございました。

会期中、補正予算の審議や、決算の認定などで、御指摘、御指導いただきました事項につきましては、早速、検討してまいりたいと思います。

折しも、中央では20日に開票されました自民党総裁選も安倍氏の続投ということで決着がつかしました。

安倍総裁の新たな3年の任期により、首相在任期間も、きょう時点での2,469日、歴代5位から、4位の吉田茂2,616日、いや1位の桂太郎の2,886日をも超えてくる可能性が高くなりました。ただ、安倍首相も今回の総裁選では、党員の票が伸びず、地方の不満が表れた形となりました。

総理には、かじ取りを誤ることなく、日本丸を進めていただき、ぜひ、地方経済発展のための新たな政策にも、あわせて取り組んでいただきたいと思います。

来年は、元号の改正や、消費税の増税など、大きな制度改革が行われる予定です。加えて、早期の憲法改正を説く安倍首相の言動から察しましても、我々にとりましても、歴史的な1年になる予感がいたしております。

また、東京オリンピック、パラリンピックを前に、パワハラ疑惑など暗い話題が続く日本のスポーツ界にあって、目の覚めるような明るいニュースがありました。

テニスの全米オープンで、四大大会シングルスの日本勢初優勝を果たした大坂なおみ選手の活躍です。彼女には、その若さとパワーを生かして、四大大会制覇を果たしてもらうとともに、来る東京オリンピックでは、ぜひ金メダルを取っていただきたいと思います。

さて、本町でもいよいよ収穫の秋を迎えますが、台風24号が非常に強い勢力を保ちながら九州に接近しており、第1次産業への影響を大変心配しております。どうか何事もなく通過してほしいものです。

最後になりますが、季節柄、昼夜の温度差がかなり大きいようです。

また、今シーズン最初のインフルエンザ集団感染が例年より2カ月も早く、大分県で報告されており、全国的に広がりを見せています。

議員の皆様方におかれましては、御健康に留意され、引き続き町政発展のため御尽力いただき、御指導賜りますよう重ねてお願い申し上げ、御礼の言葉にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川野 雄一君） 閉会の御挨拶を申し上げます。

第3回津奈木町議会定例会におきまして、上程されました案件につき、長時間にわたる決算の審査など、慎重審議の結果、原案のとおり議決を見ましたことは、議員各位の御精励によるたまものと感謝申し上げます。また、町執行部におかれましては、今後とも、町政発展のために御努力いただきますよう心からお願いを申し上げます。御苦勞さまでございました。終わります。

午前11時07分終了

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 川野 雄一

署名議員 橋口知恵子

署名議員 柳迫 好則